

新型コロナウイルス感染症に対する基本方針改訂(その2)について

先にお示しした修道中学校・修道高等学校の「新型コロナウイルス感染症に対する基本方針」3. 学校休校【学校休業】に関する基本方針①学校休校の条件において、「～教職員および生徒の中で1人でも感染が確認された場合は、確認された翌日から14日間全学年による学校休校とする。」としておりましたが、「～教職員および生徒に感染が確認された場合は、関係機関の指示に従い、学校の全部または一部の休校およびその期間を決定する。」と改訂いたします。